

65 歳
以上

高齢者を対象に**補聴器**の

購入費を**助成**します

購入前に

申請しましょう

【助成対象者（以下の全ての要件を満たす方）】

- ①藤枝市に住所を有し、現に居住している 65 歳以上の方
- ②市民税非課税の方
- ③市税等の滞納がない方
- ④この助成以外の補聴器購入費等の助成を受けていない方
- ⑤以下のいずれかに該当し、医師が補聴器の使用を必要と認めた方
 - （1）両耳 70 dB 未満の方
 - （2）片耳 70 dB 以上 90 dB 未満及び他方の耳 70 dB 未満の方
 - （3）片耳 90 dB 以上及び他方の耳 50 dB 未満の方（聴力レベルが身体障害者手帳の交付の対象となる場合は、障害者の助成を検討）
- ⑥過去 5 年、本事業の助成を受けていない方



【助成額】

補聴器購入費の 1 / 2 以内で、**上限 50,000 円**（集音器は対象外です。）

【手続きの流れ】

～購入の前に～

- ①耳鼻咽喉科の受診、申請書「医師の証明」欄に必要事項の記入を依頼
- ②販売店に相談（補聴器の選定等）、見積書を依頼
- ③申請書（医師の証明記載済）の提出 ※購入予定補聴器の見積書を添付

～助成が決定したら～

- ④助成給付決定書と給付券が届く（市から申請者宅へ送付します）
- ⑤見積書を徴した補聴器販売店へ給付券を提出し、補聴器を購入
（補聴器の価格から給付決定金額を差し引いた金額を支払う）

【ご注意ください！！】

※助成決定前に購入した補聴器は助成対象外です！必ず購入前に申請してください！

